

船舶事故調査報告書

令和5年3月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

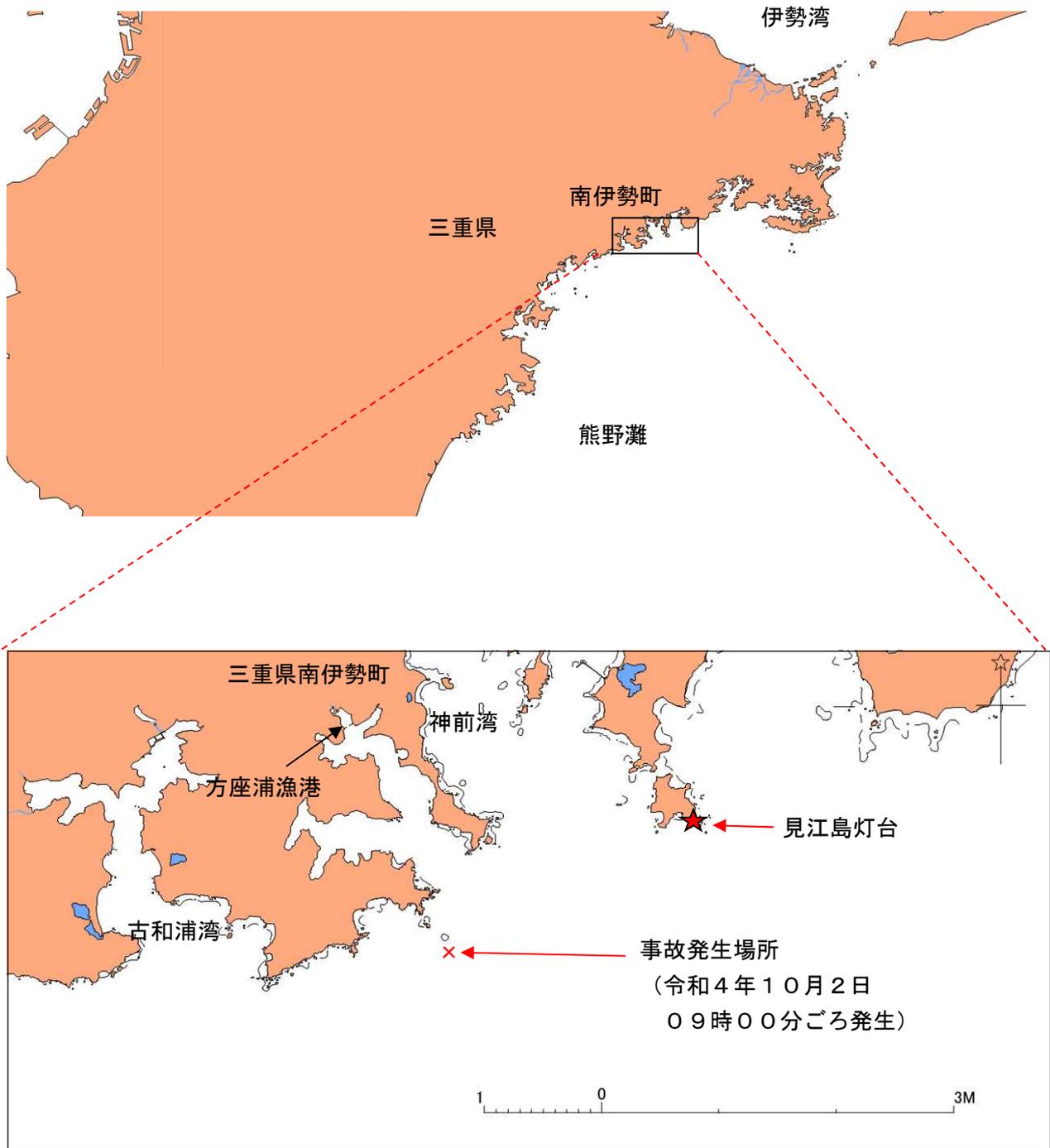
事故種類	衝突
発生日時	令和4年10月2日 09時00分ごろ
発生場所	三重県南伊勢町方座浦漁港南南東方沖 見江島灯台から真方位244° 2.5海里（M）付近 （概位 北緯34° 13.5′ 東経136° 30.6′）
事故の概要	遊漁船日高丸は、東北東進中、また、プレジャーボートやままるは、漂泊中、両船が衝突した。 日高丸は、船首部外板に擦過傷を生じ、また、やままるは、左舷船尾部外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	令和4年10月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 日高丸、4.42トン ME3-44130（漁船登録番号）、個人所有 10.30m（Lr）×2.12m×0.70m、FRP ディーゼル機関、180kW、昭和54年1月 第243-41245号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート やままる、1.1トン 243-39641三重、個人所有 6.89m（Lr）×2.07m×0.79m、FRP ガソリン機関（船外機）、36.80kW、平成15年10月
乗組員等に関する情報	A 船長A 82歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年6月13日 免許証交付日 令和2年2月10日 （令和7年3月17日まで有効） B 船長B 51歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 令和元年7月4日 免許証交付日 令和元年7月4日 （令和6年7月3日まで有効）
死傷者等	なし

損傷	<p>A 船首部外板に擦過傷</p> <p>B 左舷船尾部外板に破口、操舵スタンドに破損、船外機に擦過傷</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
事故の経過	<p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、遊漁の目的で、令和4年10月2日05時00分ごろ方座浦漁港を出港した。</p> <p>A 船は、古和浦湾南東方沖で遊漁を行ったのち、08時40分ごろ南伊勢町見江島西方沖の次のポイントに移動する際、船長Aが、約8ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)として手動操舵で東北東進した。</p> <p>船長Aは、A船中央部の操舵スタンドの船尾側に立って操舵ハンドルを握って操船し、釣り客は、2人が操舵スタンドの船首側で、1人が同スタンドの船尾側で、次のポイントで使用する釣具の準備をそれぞれ行っていた。</p> <p>船長Aは、進行方向に他船の存在を視認していなかった。</p> <p>船長Aは、左舷船首方約2Mに見えていた1隻の漁船の動向が気になり、同船に意識を向けて航行を続けていたところ、船首方にいたB船に接近していることに気付かず、09時00分ごろ、A船の船首部と漂泊していたB船の左舷船尾部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、衝撃を感じ、A船の周囲を見たところ、B船に乗り上げているのに気付き、B船と衝突したことが分かった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人3人(以下「同乗者B₁、同乗者B₂、同乗者B₃」という。)を乗せ、釣りの目的で、07時00分ごろ方座浦漁港を出港した。</p> <p>B船は、船長Bが方座浦漁港南南東方沖の釣り場で船外機を中立運転として、船首を北西方に向けて漂泊した。</p> <p>船長Bは、B船の中央部船尾寄りにある操舵スタンドの右舷船尾側で北方を向き、同乗者B₁及び同乗者B₂が同スタンドの右舷船首側でそれぞれ北方を向き、同乗者B₃が同スタンドの左舷船尾側で南方を向いて釣りをしていた。</p> <p>船長Bは、左舷方約300mに、B船に接近してくるA船を認めていたが、A船が漂泊しているB船を避けてくれると思い、B船の右舷側を向いてA船に背を向けて釣りを継続していたところ、09時00分ごろ同乗者B₃が叫び声を上げたのを聞いた。</p> <p>船長Bは、左舷方を振り返ったところ至近に近づくA船を認めたが、船外機のクラッチを入れて避航する余裕もなく、危ないと叫び、同乗者B₃と共に海に飛び込んだ直後、B船の左舷船尾部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、船長B及び同乗者B₃をA船に引き揚げ、B船上にいた同乗者B₁及びB₂をA船に移乗させたのち、A船のクラッチを後進に</p>

	<p>入れてB船から離脱し、水船状態であったB船をA船に係留した。</p> <p>船長Aは、乗船者全員の無事及びA船の損傷の有無を確認したのち、B船の船主に携帯電話で本事故の発生を連絡した。</p> <p>船長Bは、友人の船に携帯電話で本事故の発生を連絡するとともに、B船の船主への連絡及び海上保安庁への通報を依頼した。</p> <p>B船の船主は、船長A及び船長Bの友人からA船とB船とが衝突したとの連絡を受け、海上保安庁に本事故の発生を通知するとともに、所有する船（以下「C船」という。）に乗船して救助に向かった。</p> <p>C船は、A船からB船の乗船者全員とB船の係留索を引き取り、横抱きした状態で帰航を開始し、方座浦漁港の定係地に着岸した。</p> <p>B船は、帰港後、方座浦漁港内の修理業者に上架された。</p> <p>A船は、B船をC船に引き渡したのち、遊漁を継続し、12時00分ごろ方座浦漁港内の定係地に着岸した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、付図2 衝突概略図、写真1 A船、写真2 B船、写真3 B船左舷の損傷状況、写真4 B船船外機の損傷状況 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、約8knの速力で航行時、船首方に死角を生じていなかった。</p> <p>船長Bは、本事故当日、釣りの合間に時々周囲を見回して他船を確認していたが、左舷方約300mに、B船に接近してくるA船を認めていたものの、A船がB船を避けてくれると思い、A船に背を向けて釣りを継続していたので、避航する機会を逸したと本事故後思った。</p> <p>A船及びB船の乗船者は、全員救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Aは、業務規程を定めて三重県に届け出ており、同業務規程では、利用者の安全の確保に関する事項を規定し、海上衝突予防法等の関係法令を遵守し安全に航行することとしている。</p> <p>三重県下における遊漁船が関与した衝突事故は、運輸安全委員会が報告書を公表したものが10件あり、そのうち8件が三重県に登録された遊漁船に関わるものであり、その全てにおいて見張りが適切に行われなかったことが要因となっている。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、方座浦漁港南南東方沖において、東北東進中、船長Aが、左舷船首方に見える漁船に意識を向けて航行を続けたことから、船首方に漂泊中のB船に接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、方座浦漁港南南東方沖において、船外機を中立運転として漂泊し、釣りを行っていたところ、船長Bが、左舷方から接近するA</p>

	<p>船を認めていたものの、A船がB船を避けてくれると思い、A船に背を向けて釣りを継続したことから、避航する機会を逸し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、方座浦漁港南南東方沖において、A船が東北東進中、B船が船外機を中立運転として漂泊中、船長Aが、左舷方に見える漁船に意識を向けて航行を続け、また、船長Bが、A船がB船を避けてくれると思い、A船に背を向けて釣りを継続していたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、常時、周囲の見張りを適切に行い、他船の位置を確認し、他船を認めたときは余裕のある時機に回避措置を採ること。 ・ 船長は、衝突事故が発生した場合、人命救助と船体の保全を最優先として行動し、また、海上保安庁等に通報すること。 ・ 船長は、漂泊中であっても常時適切な見張りを行い、接近する船舶を認めたときには、接近する船舶が自船を避けてくれると思い込まず、余裕のある時機に注意喚起を行い、主機を始動し、移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。

付図1 事故発生経過概略図



付図2 衝突概略図

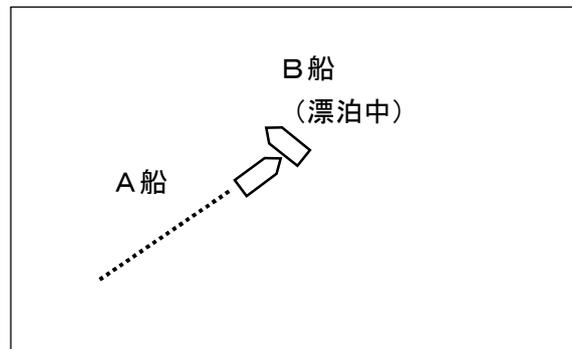


写真1 A船



写真2 B船



写真3 B船左舷の損傷状況



写真4 B船船外機の損傷状況

